
第Ⅲ章

「今治タオルブランド商品 認定マーク」の表示

1. 「今治タオルブランド商品認定マーク」の商標とその意義
2. 「認定マーク」使用の基本ルール
3. 用途に応じた「認定マーク」の使用手続き
4. 「認定マーク」取付け方法に関するルール
5. 「認定マーク」を表示した副資材への課金ルール
6. 「基本許可書」等の有効期間と延長
7. 広告メディア等の場での「認定マーク」表示に関するルール
8. 「認定マーク」使用手続き一覧表

1

「今治タオル
ブランド商品認定マーク」
の商標とその意義

「今治タオルブランド商品認定マーク」(以下「認定マーク」という)は、「今治タオルブランド商品」の認定を受けた商品のみに付けることのできるマークであり、認定を受けた組合員企業がその品質を保証するマークである。

1)「認定マーク」の商標

「認定マーク」は、(株)サムライの代表者でアートディレクターでもある佐藤可士和氏のデザインによるもので、本組合が商標権を有し、「商標法」によって保護されているものである。したがって、何人も本組合の許可なく認定マークを使用することはできない。(商標登録証は付属資料1(P73))

2)「認定マーク」の使用に関するルール

「認定マーク」の使用を適正に管理するため、本組合は「今治タオルブランド商品認定事業」においてこれを管理することとし、「事業規約」と本ブランドマニュアルによって「認定マーク」の使用に関するルールを定めるものである。

3)「ロゴマニュアル」の遵守

「認定マーク」の意匠性(デザイン性)を管理するため、「imabari towel ロゴマニュアル」(以下「ロゴマニュアル」という)を作成している。組合員企業及び「認定マーク」の使用に関わる者は、この「ロゴマニュアル」に定める事項を遵守しなければならない。

2

「認定マーク」
使用の基本ルール

1)「今治タオルブランド商品認定マーク使用契約書」の締結

(1) 「今治タオルブランド商品」の認定を受けたタオル商品に「認定マーク」を使用しようとする組合員企業は、本組合に「今治タオルブランド商品認定マーク使用契約書」(以下「認定マーク使用契約書」という)を提出して、「認定マーク」の使用契約を締結しなければならない。(書式は付属資料13(P101))

(2) 上記のほか、「認定マーク」を使用しようとする場合は、その用途に応じて次のルールによって許可を得なければならない。

今治タオルブランドマーク (imabari towel Symbol&Logotype)

【基本組み】

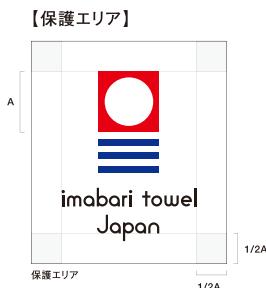


imabari towel
Japan

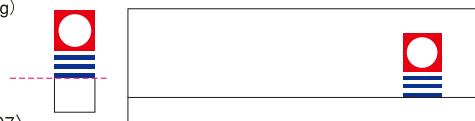
〔組合員向けimabari towel ロゴマニュアル〕

ロゴマークの詳細は付録の“imabari towel ロゴマニュアル”参照

- ①指定色を守り、正確な色を再現すること。
- ②マークを変型したり、書体や組みを変更せず使用すること。
- ③マーク&ロゴの禁止事項を守り正しく使用すること。
- ④保護エリア内には他のデザイン要素や文字を入れないこと。
- ⑤Minimum Sizeを守って使用すること。
- ⑥ブランド織りネーム（Name Tag）は正しく取付けすること。



※詳細は付属資料19(P107)



「認定マーク」を使用する場合の基本ルール

- 1) 使用契約の締結…「今治タオルブランド商品認定マーク使用契約書」を提出して「使用契約」を締結する。 ★有効期間1年間で申し出なければ自動延長。
- 2) 「今治タオルブランド商品」として販売しようとする場合は、「織ネーム」を付けなければならない。
- 3) 用途別許可の取得…用途に応じて「許可書」を取得する。(手続きはP39)

3

用途に応じた 「認定マーク」 の使用手続き

「認定マーク」には次の二つの用途があり、その用途に応じて次の手続きを行って「許可書」を取得しなければならない。

1) 「認定マーク」を、「今治タオルブランド商品」であることを表示する「商標」としてのみ使用する場合。

(1) 本組合が販売する「認定マーク」が表示された「織ネーム」(これを「指定副資材」という)を購入して使用することができる。

2) 「認定マーク」を、「今治タオルブランド商品」の販売促進のため、副資材に表示して使用する場合。

(1) 本組合が販売する「認定マーク」が表示された「下げ札」「シール」(これを「共通副資材」という)を購入して使用することができる。

(2) 上記のほか、本組合に「今治タオルブランド商品認定マーク指定外副資材使用申込書」(以下「指定外副資材使用申込書」という)を提出して許可を得た場合、組合員企業が独自に製作した袋、帯、化粧箱、紙ペラなどの「指定外副資材」に認定マークを使用することができる。

①ここで得た許可書を「基本許可書」という。

(書式は付属資料14(P102))

②「指定外副資材」とは上記「指定副資材」及び「共通副資材」以外の副資材をいう。

③この場合は、その都度、本組合に「今治タオルブランド商品認定マーク使用許可願い」(以下「認定マーク使用許可願い」という)を提出して許可を得なければならない。(ここで得た許可書を「個別許可書」という)(書式は付属資料15(P103))

「今治タオルブランド商品」として販売しようとする場合は、「認定マーク」入りの「織ネーム」を付けなければならない。

3) 広告メディア等の場で表示する場合。

(1) 広告メディア等の場(カタログ、チラシ、パンフ、Web等)で認定商品を紹介する場合や、今治タオルブランドの説明をする場合には、所定の手続きにより許可を得て「認定マーク」を使用することができる。

用途別「認定マーク」使用の手続き

認定マークを「商標」としてのみ使用する場合

許可書
不要

本組合の販売する「指定副資材(織ネーム)」を購入して使用出来る。

認定マークを販促用として副資材等に使用する場合

許可書
不要

本組合の販売する「共通副資材(下げ札、シール)」を購入して使用出来る。

「基本
許可書」
取得

「指定外副資材使用申込書」を提出して、「基本許可書」を取得
★有効期間1年間で、継続する場合は毎年延長手続きが必要。

「個別
許可書」
取得

指定外副資材を製作して使用する都度、「認定マーク使用許可願い」を提出して「個別許可書」を取得。
★「基本許可書」の有効期間内において製作使用的都度必要
★「指定外副資材」=指定副資材以外の副資材で、袋、帯、化粧箱、紙ペラなど

「認定マーク」使用手続きフロー

「商標」として
の使用

認定マーク使用契約書

契約

申し出なければ、1年ごとに自動延長

販促用として
の使用

基本許可書

「指定外副資材使用申込書」

1年ごとに延長手続き

個別許可書

個別許可書

認定マーク使用許可願い

認定マーク使用許可願い

4

「認定マーク」 取付け方法に 関するルール

1) 「商標」としての指定副資材の取付け方法

(1) 「今治タオルブランド商品」の認定を受けたタオル商品に、本組合が販売する指定副資材(織ネーム)を取り付けることで、「今治タオルブランド商品」であることを表示することができる。

★指定副資材は、タオル商品1つに付き1つ取り付けること。
(化粧箱などに2つ以上のタオル商品を入れた場合でも適用する)

(2) 「今治タオルブランド商品」に、本組合が販売する指定副資材を取り付ける場合、「組合員企業番号」(以下「企業番号」という)入りの指定副資材を使用する。

★指定副資材に付ける「企業番号」は、その商品の「製織会社」のものとしなければならない。

(3) 「今治タオルブランド商品」への指定副資材の取付けは、任意の位置で、なるべく見えやすい位置とする。

★織ネームの取付けは「imabari towel □ ゴマニュアル」に定められた取付け方法で取り付けること。

2) 「販促用」としての指定外副資材の取付け方法

指定副資材を取り付けた商品については、本組合が販売する共通副資材及び組合員企業が主に販促用として制作した「認定マーク」を表示した袋・帯・化粧箱・紙ペラなどの「指定外副資材」を使用することが出来る。

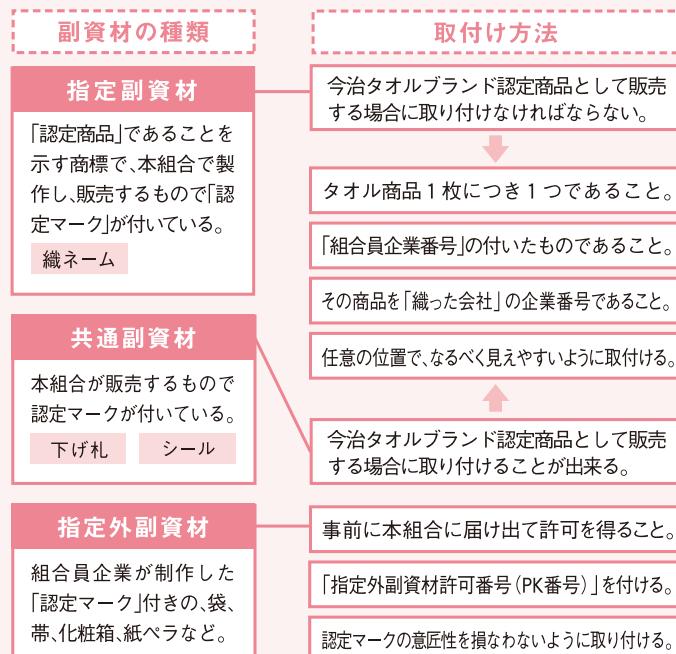
(1) 指定外副資材には、「指定外副資材許可番号(PK番号)」を付けなければならない。

(2) PK番号は、「企業番号(4桁)+連番(3桁)」とし、頭に「PK」記号を付ける。(例:「PK1234-001」)

商標としての副資材の定義

認定を受けたタオル商品には、指定副資材(認定マークの表示された副資材)を取り付けることによって、「今治タオルブランド商品」として販売することが出来る。★認定を受けたタオル商品でも、認定マークが表示されていない場合は、「今治タオルブランド商品」として販売出来ない。

副資材の種類と認定マーク取付け方法



●織ネーム



表

裏

●下げ札



表

●シール



裏

(3) PK番号は、認定マークの意匠性を損なうことのないような位置に配置しなければならない。

*立体的形状のものは、原則として認定マークと別の面(側面)に付ける。但し、制作費用などの理由があり、認定マークの意匠性を損なうことがないと判断した場合は、同じ面に付けることが出来る。

3) 指定外副資材への認定マーク使用許可取得の手続き

指定外副資材の使用に当たっては、次の手続きにより必ず本組合に届け出て、その許可を得ると共に、所定の使用料を支払わなければならない。

(1) 基本許可書の取得と使用料(基本料金)の支払い

①所定の書式「今治タオルブランド商品認定マーク指定外副資材使用申込書」(以下「指定外副資材使用申込書」という)を本組合に提出する。(書式は付属資料14(P102))
…これにより「基本許可書」を取得する。

②「基本許可書」を受領後、所定の使用料(基本料金)を支払う。

(2) 個別許可書の取得

①指定外副資材を製作する場合は、個別に所定の書式「今治タオルブランド商品認定マーク使用許可願い」(以下「認定マーク使用許可願い」という)を本組合に提出する。(書式は付属資料15(P103))
…これにより「個別許可書」を取得する。

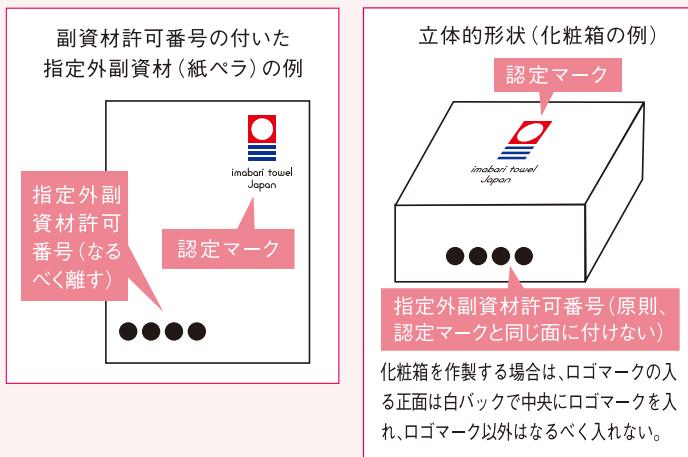
★「認定マーク使用許可願い」には次の資料を添付すること。

・「認定マーク」「指定外副資材許可番号」など
のデザインが判る資料。

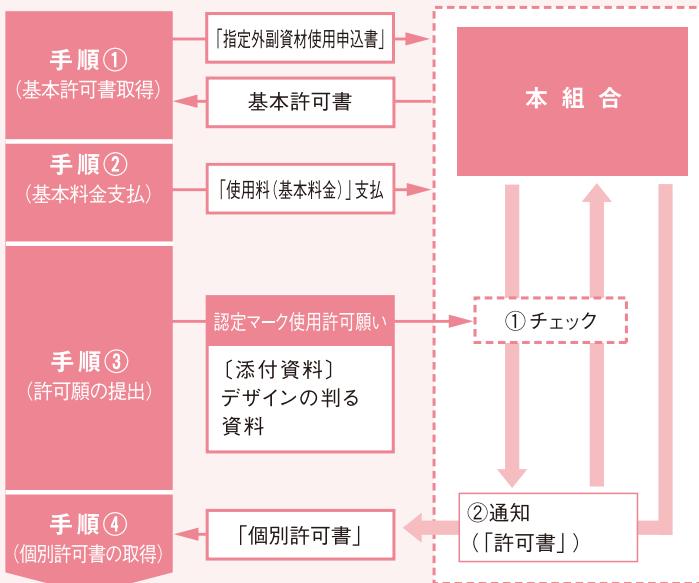
★本組合は、提出された内容を確認し、受付後10営業日
以内に「個別許可書」を発行する。

②個別許可書を受領する。

指定外副資材許可番号(PK番号)の付け方



指定外副資材への認定マーク使用許可取得手続



5

「認定マーク」を
表示した副資材
への課金ルール

「認定マーク」を表示した副資材を使用する場合は、下記に定める使用料を支払わなければならない。…金額は税抜き

1) 使用料に関する基本ルール

- (1) 指定副資材及び共通副資材だけを使用する場合は、その副資材の購入費に使用料が含まれている。
- (2) 指定外副資材を使用する場合は次の使用料を支払わなければならない。
 - ① 基本料金 100,000円／年

【「認定マーク」の使用料(基本料金)を課金する趣旨】

- ① 収益金として本組合の今治タオルブランド推進のための広報活動に活用する。
- ② 組合の事務手数の増加をいくらかでもカバーする。
- ③ 今治タオルブランドにより商品価値が増す分を還元していただく。

2) 副資材への「認定マーク」使用料等の支払い方法

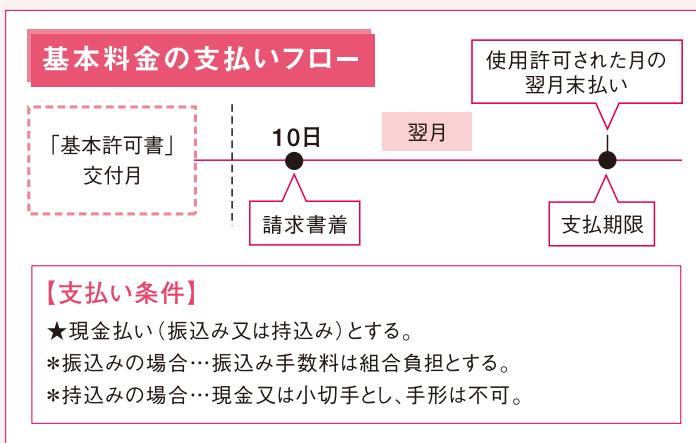
- (1) 指定副資材及び共通副資材の購入費用(使用料を含む)の支払方法

…本組合事務局に所定の注文書(「今治タオルブランド商品表示『指定副資材(織ネーム)』発注書」または『共通副資材(下げ札、シール)』発注書)によって注文し、納品確認後、所定の費用を支払う。注文ロットと注文単位は右ページの通りとする。

- (2) 指定外副資材への「認定マーク」使用料の支払方法

- ① 基本料金の支払方法…次の手順によって所定の期日までに支払う。
 - i) 本組合から「基本許可書」交付月の翌月10日までに「請求書」を送付する。
 - ii) 組合員企業は「請求書」を受領した月の月末に基本料金を支払う。
 - iii) 支払条件は右ページに示す通りとする。

課金システム体系図



6

「基本許可書」等の有効期間と延長

1) 「基本許可書」の有効期間と延長手続き

- (1) 「基本許可書」の有効期間は、許可の日の属する月から1年間とし、「基本許可書」に記載する。
- (2) 「基本許可書」の有効期間を延長する場合は、次の手続きを行う。
- ① 延長する場合は有効期間終了日の1ヶ月前までに本組合に「指定外副資材使用申込書」を提出する。
- ② 本組合から「基本許可書」と「基本料金請求書」を送付する。
- ③ 基本料金を支払う。(支払い方法はP45を参照)
- (3) 延長を行わなかった場合、有効期間の終了日をもって「基本許可書」の有効期間は終了するが、経過措置として終了日から2ヶ月間に限り指定外副資材の使用を認める。

2) 「個別許可書」の有効期間

- (1) 「個別許可書」は、「基本許可書」の有効期間内において、その都度交付するので、有効期間は「基本許可書」と同じとする。

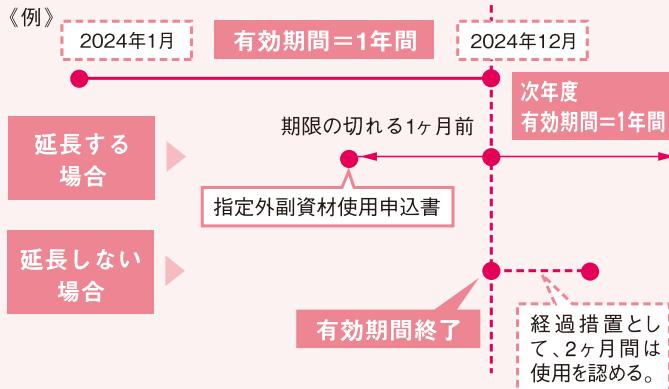
3) 基本料金の有効範囲

- (1) 基本料金は、その組合員企業が持つ全指定外副資材について有効で、その有効期間中に新たに許可された指定外副資材に適用される。(新たな基本料金の支払は不要)

基本許可書の有効期間と延長手続き

※指定外副資材の基本使用許可の有効期間は1年間とし、次年度延長する場合は有効期限1ヶ月前に延長手続きを行う。

《例》

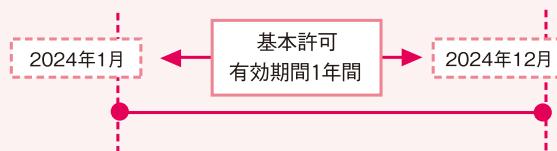


指定外副資材の基本許可書の有効範囲

■組合員企業A社が、認定商品a、bの2種類を持っている場合

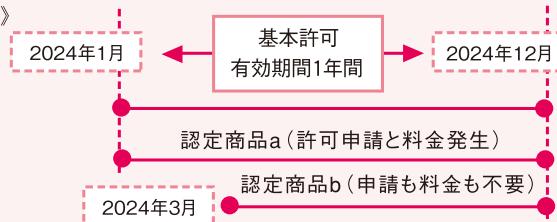
(1) 認定商品aへの使用のための副資材の許可を2024年1月に申請した。

《例》



(2) さらに認定商品bへも使用したい場合、基本許可の申請費用は不要である。但し、有効期間は、最初に申請した認定商品aの有効期間と同じとなる。

《イメージ》



※但し、認定商品a、bの個別許可の申請は必要

7 広告メディア等の 場での「認定マーク」 表示に関するルール

1) 基本ルール

- (1) 「広告メディア等の場」とは、「今治タオルブランド商品」に直接使用する以外の目的で「認定マーク」を表示する場合で、右図のようなものをいう。
- (2) 組合員企業は、このような「場」において「認定マーク」を表示する場合は、いかなる場合でも本組合の許可を得なければならない。
- (3) 組合員企業以外の流通業者等が「認定マーク」を表示する場合においても、上記の許可は「今治タオルブランド商品」を保有している組合員企業を経て行わなければならない。
- (4) この場合の「認定マーク」使用には使用料は課さない。

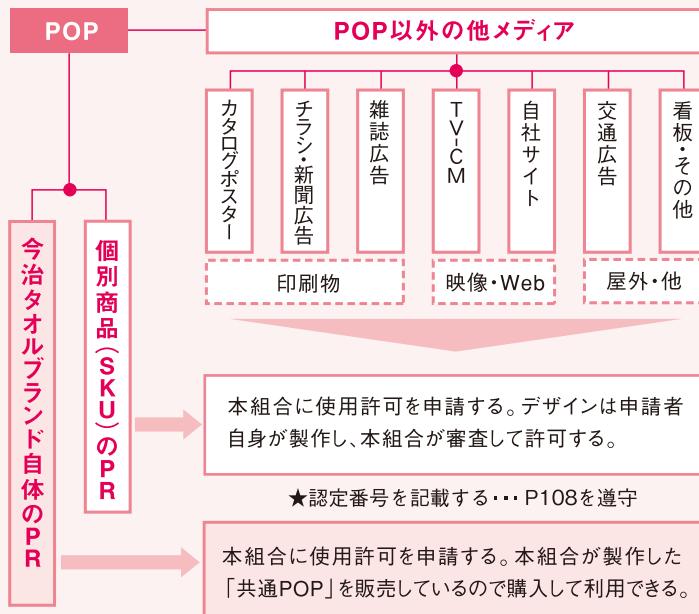
2) 広告メディア等でのマーク表示の許可手続き

- (1) 本組合に「認定マーク使用許可願い」を提出する。
 - ★ 使用する認定マークとそのデザインが判る資料を添えて提出する。(付属資料15(P103))
 - ① 本組合は、提出された内容が今治タオルブランドのイメージを損なうものでないかどうかをチェックした後、受け付けた日から10営業日以内に「個別許可書」を発行する。
- (2) 本組合から「個別許可書」を受領する。

3) 共通POPの利用

- (1) POPのうち、個別のタオル商品ではなく「今治タオルブランド」そのものをPRする目的で使用する場合については、本組合が販売する「共通POP」を利用することができる。
 - ★ 「共通POP」の購入は、「認定マーク使用許可願い」に「使用する場所」や期間など使用方法の詳細を記入し、本組合窓口に提出のこと。
 - ★ 「共通POP」には追加記入はしないこと。
 - ★ 「共通POP」は「今治タオルブランド認定商品」取り扱いコーナー以外には使用しないこと。

広告メディア等商品以外の場とマーク使用方法



広告メディア等でのマーク表示の許可取得方法

手順① 「今治タオルブランド商品認定マーク使用許可願い」を提出

提出	使用するデザインが判る資料を提出
-----------	------------------

本組合が審査:指定外副資材の場合と同じ手順で審査

手順② 「個別許可書」の受領

4) 店舗の看板や展示会における「認定マーク」表示のルール

(1) 展示会(即売会を含む)等における「認定マーク」

の表示については次の通りとする。

① 展示会等において「認定マーク」を表示する場合は、必ず事前に本組合に申請して許可を得なければならない。

② 申請手続きはP49.7-2と同じく「認定マーク使用許可願い」を提出する。

*この申請は、必ず本組合員企業が行う。

③ 展示会等の当日は上記の許可書を携行し、提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

④ 展示会等の現場に認定マークを表示する場合、今治タオルブランド商品以外の商品が、今治タオルブランド商品と誤認されないように、配置や表示方法に配慮しなければならない。

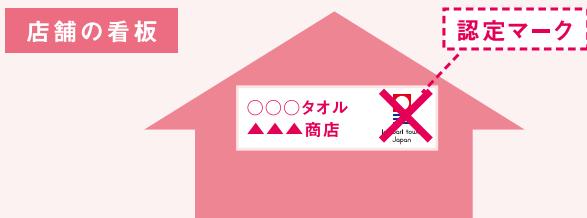
⑤ 認定マークが表示されたPOP、印刷物等の掲示方法については次の通りとする。

★POPは、今治タオルブランド商品の展示された場所(ワゴンやデスク)のみに掲示すること。

★壁等の垂直面に掲示出来る「認定マーク」入りの印刷物は、本組合作成のポスターに限ることとする。この場合、展示会場の全ての商品が今治タオルブランド商品である必要はないが、今治タオルブランド商品の至近位置に掲示するなど、他の商品が今治タオルブランド商品と誤認されることのないよう配慮すること。

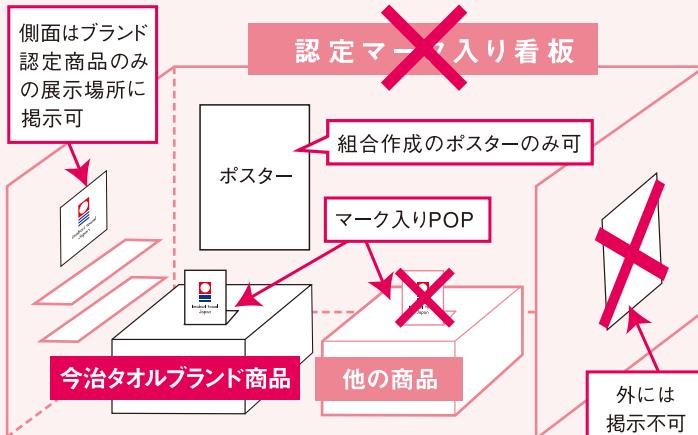
★認定商品の展示コーナーの側面への表示やタペストリなどは、認定商品のみの展示場所に掲示出来る。

店舗の看板や展示会等における「認定マーク」の表示



展示会等

- ①必ず事前に本組合に申請して許可を得る。
- ②許可書を携行し、提示できるようにしておくこと。



★マーク入りポスター・POPは、ブランド商品の近くに掲示すること。

★他の商品がブランド商品と誤認されないよう配慮すること。

Webサイトにおける「認定マーク」の表示ルール

- ★Webサイトに「認定マーク」を使用する場合は、必ず組合員企業を通して本組合に申請し、許可を得ること。
- ★この場合、ブランド認定商品以外の商品が、ブランド認定商品と誤認されないように表示方法を配慮すること。
- ★本組合において表示の状況を適宜チェックし、不適正と思われるものについては、サイト管理者に対しその旨申し入れることとする。

8. 認定マーク使用手続き一覧表

基本ルール

認定マークを使用する場合は、いかなる場合も組合との
「認定マーク使用契約書」の締結が必要

用途別ルール

用途

使い方

副資材の区分

「商標」としてのみ
使用

商品に
付けて使用

指定副資材

「販促用」として
使用

商品の
付属品に使用

共通副資材

「広告メディア等
の場」で使用

指定外副資材

「展示会」等に
おける表示

その他表示物

★織ネームが付いていれば、共通副資材も指定外副資材も付けることが出来る。

★店舗や展示会の看板には認定マークは使用できない。

